

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

証券取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付け株数)

－ (買付け価格) × (買付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の平成17年11月25日の株式会社倉元製作所の株価の終値は、678円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

(678円 × 3,000株)

－ 買付価額 1,877,200円 (注) = 156,800円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、15万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 619 \text{円} \times 100 \text{株} \\ 625 \text{円} \times 100 \text{株} \\ 626 \text{円} \times 2,800 \text{株} \end{array} \right\}$ の合計額である。